

一 向 一 挨 の 解 体

北 西 弘

はじめに

一向一揆の研究は、戦後めざましく発展し、その意義も具体的に追究されるようになった。

だが、従来の研究は概して一揆の展開過程を問題とし、その解体について問うことがすくなかった。もしあつたとしてもその大部が理論的要請による指摘であって、実証性を欠くきらいがあった。これはひとり一向一揆だけではなく、土一揆や国一揆の研究においてもいえることである。

かつて石田善人氏は、日本封建制の成立史上、重要な位置をしめる織豊政権の研究について、その政権がよけてとおれなかつた一向一揆の研究からアプローチする方法のあることを提言し、一向一揆研究の意義をこの面で確認したことがある。石田氏のこの正しいみとおしを満足さすためにも、私はここに一揆解体の研究が必要であることを強調する。解体についての研究成果が、そのまま教団のメカニズムの変化や、近世社会出現の具体的なあとづけになることはいうまでもない。

ところで一揆の解体について、ふるくは鈴木良一氏の所説がある。^①氏は解体を敗北と換言し、それは百姓の分解名主の裏切りによると説いた。明快な理論的指摘で、おおいに注目されたが、構造分析のふかまりによって種々の批判がうまれた。その後、一揆解体を、門徒団内部における、本願寺コース・地侍国人コース・農民コースの分裂抗争による内部崩壊^②だと論述した石田善人氏の所説や、一揆の中枢であった国人層が、本願寺を理用出来なくなつて、生きるために転身し、それが解体の実相であったと指摘した笠原一男氏の所説^③、さらに、越前一揆をとりあげ、その解体を、教団と郷村の乖離相剋という点から言及し、政権の性格、坊主衆の両極分解（領主的大坊主と百姓的寺坊）、惣村の村落共同体への展開、寺院相互の嫉視反感による仲間われ、等を指摘した井上銳夫氏の所見^④などがある。ともに有力な所説である。しかし問題は、国人が大名の権勢下に転身したことにあるのではなく、むしろ本願寺を理用できなくなつたということの内容自体にあるのであり、また仲間われや村落共同体への展開という、事実やその条件が問題となるのではなく、その原因が問われねばならない。従来我々は、歴史的条件を原因にスリ変えて考える場合が多かつたが、条件が必ずしも原因とはならないことを反省すべきであろう。この点、一揆解体について、今日なお多くの問題がのこされているといわねばならない。

一向一揆の解体といつても、それには天正八年のいわゆる、石山戦争の解体と、天正八年以後にみられる諸一揆の解体との二つにわけて考えねばならない。本願寺が、イニシヤチーブをにぎつてゐる一揆は、一応天正八年で結末するが、その後、戦国大名や国人衆が支配する一向一揆が各地にみられる。もちろん、天正八年以降の一揆は、以前の一向一揆と本質的のことなり、積極的な政治生命はもはや存在しなかつたともいえよう。だが、それは幕藩体

制成立期の社会的諸矛盾をふまえて発生した一揆であり、この点、重要な意義をもつ一揆といわねばならない。

さて、天正八年以後の一一向一揆をみる場合には、

〔1〕 豊臣政権の天下統一に利用されるいわ関係し、統一政権の支配下に属した一向一揆。

〔2〕 統一政権に抵抗する他の権力とていいした一向一揆。

〔3〕 地方領主の封建知行化に抵抗した地域的一一向一揆。

の三つの型があった。

天正十一年四月、柴田勝家に対抗した秀吉が、加賀の一一向一揆に活動するよう催促したこと^⑯、同じく、天正十二年四月、越中瑞泉寺、安養寺に対し一揆を催促したこと^⑯、同年九月、佐々成政が秀吉に抵抗した時、在京の瑞泉寺が、一向一揆を催して秀吉に協力しようと申し入れたこと等は〔1〕の場合であり、天正十年卯月八日、上杉景勝が越中善徳寺に、国中の一揆を催し柴田勝家に対抗させたこと^⑯、同年十月における上杉景勝と加賀一向一揆のついで^⑯、天正十二年四月以後の伊勢美濃の一揆^⑯などは〔2〕の場合である。また、天正十三年八月頃からみられる飛騨金森氏に対する一揆は〔3〕の場合である^⑯。

もちろん、天正八年以後の一一向一揆が、すべてこの三類型に判然と区分され、それぞれの一揆が並立的に分解し、相互に拮抗していたというのではない。一つの一一向一揆が、当面した情勢に対応し、適宜その行動を変更し、時には武家の統一権力と妥協し、時には真向からそれと対抗した事実が多いのである。ただこのような一揆の類型化をあえてこころみた理由は、権力に対する一揆の対応変化が一体いかなる条件にもどづくものなのかを考察し、政権の推移と一揆の推移を法則的に把握したいと思ったからである。

これについて、具体例を能登諸橋郷にとり、とくに天正八年以後の一揆を考えてみよう。

二

諸橋郷とは、能登鳳至郡に属し、鉢伏山地の東南にあたり、富山湾・内浦に面する地域である。ふるくは、諸橋六郷と呼ばれている。

天文元年七月の、「諸橋六郷棟数注文」、ならびに同年旧記の「諸橋六郷衆列名」によればその構成はA図の如くであつて、各村は、六郷衆と呼ばれる有力農民によつて支配されていた。

村	棟数	六郷衆
矢 波	27	木下・同九郎兵衛尉
鶴川炭竈 (矢波の内)	2	
古 君	42	石倉
諸橋本郷	176	次郎兵衛尉・同次郎右衛門尉
明千寺 (本郷出村)	29	
甲	154	阿曾良公文・曾良番頭
山 中	58	七郎兵衛尉
鹿 波	53	七郎左衛門・同右馬
山田四ヶ村	151	彦左衛門尉
山田四ヶ村	68	同太郎左衛門尉
宇出津	75	次郎兵衛・同源右衛門尉
藤 波	67	七郎右衛門尉
波 並	43	飯森
鶴 川	94	藤兵衛尉
(志津三) (七海)		万年藤左衛門尉

註1. 阿曾良は甲村の小名

2. 曾良番頭、これは「石動山由来記」によれば坂東藤左衛門のこと。

では、六郷衆といわれる有力農民は、いつたいどのような性格を有し、郷支配の権力系譜においていかなる地位をしめるものであつたのだろうか。

天文三年八月十六日付の
、鶴川天満宮本殿の棟札に
よれば、当時諸橋六郷の權
力系譜は、
領主、(温井兵庫介総貞)
代官、(丸山源左衛門尉・福

田藤左衛門尉)

庄官衆（万年藤左衛門尉・中村五助・江島九郎五郎）

百姓衆（坂尻名藤兵衛尉・羽田名五郎兵衛尉・横山名右衛門尉・脇名近守・榎名右衛門尉・宇賀名左衛門次郎・黒

御子名三郎次郎・宮田名右近尉・菅沢名介尉・一ノ屋名左近・水口名三郎次郎・赤名与三郎・両堂与三郎・

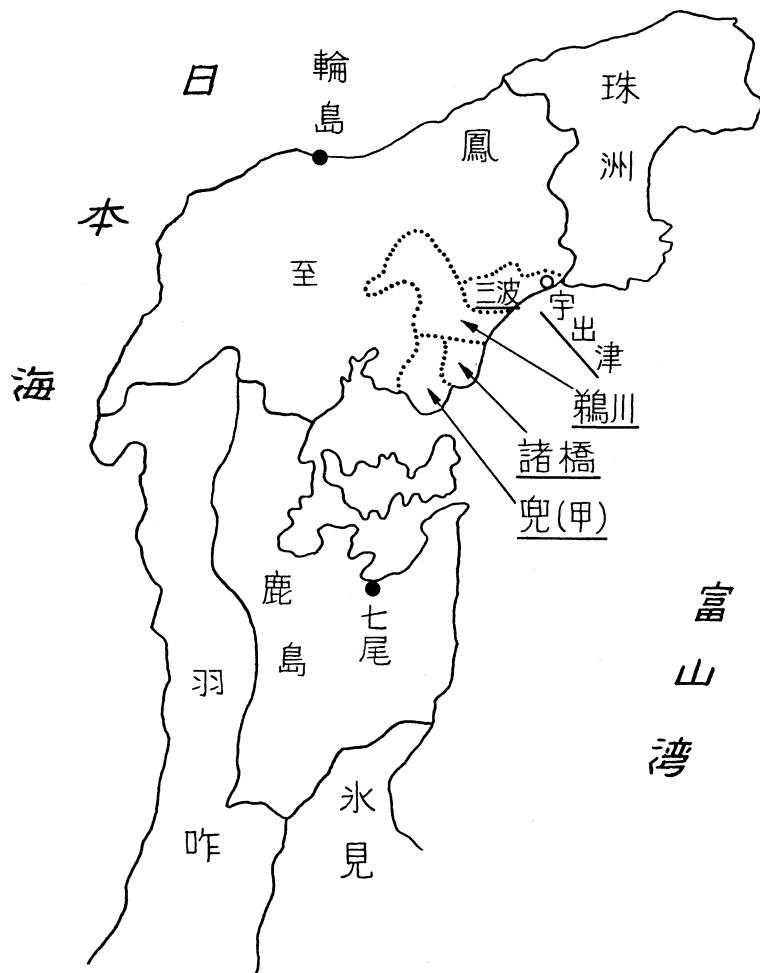
同兵衛太郎）

と次第されている。代官に対し庄官衆は、いったいどのような立場と職掌を有したのかさだかでないが、A図で六郷衆の一人としてあげられていた万年藤左衛門が、ここでは庄官衆としてあげられていることに注意しなければならない。くだつて天正初年頃には、領主→給人→扶持人→百姓の系譜があり、同十一年頃の系譜は、

前田利家→長氏→領主（飯河義宗）→代官→扶持人→百姓と考えられる。六郷衆とは大凡この内の扶持人クラスの人々を指すとみてよかるう。

彼等は、扶持米を給され（後述）一村の年貢収取は彼等を通しておこなわれていた。^⑯有力百姓をこのように扶持人として任用し、これを村役人化した理由は、前田利家がこれによつてその領国支配に対する村落の反抗をおさえようとしたためであり、また彼等の伝統的な村における統制力を利用して年貢を徴集し、その知行をまつとうしようとしたためである。大名の土地知行制における過渡的形態といわねばならない。

このように天正八年以降なお、前期的な権力構成が多分に残存されてはいるが、他面農民保護策の名において、給人代官扶持人の反動がきわめて厳重に統制されていたことは、すでにふれた如くである。^⑯ただここで確認しておかねばならないことは、こうした過渡的形態が、この頃の一一向一揆を存在させる基本的な条件の一つであったということである。したがつて、天正十五年二月、九州に出征しようとした前田利勝が、越中一向宗門徒の人質を徵



し、慶長五年三月、関ヶ原合戦の時代、同じく前田家が鳳至郡下の真宗僧を人質として詰番させ、^⑭さらに降つては慶長十九年十二月、大阪陣に際して、羽咋本念寺、鹿島長福寺、鳳至本誓寺、珠洲妙厳寺等を金沢城につめさせ、諸橋六郷の道場方に証人（人質）を申しつけ、また「諸橋六郷之内御道場衆掃地番」とい、彼等に軍役を課していることは、教団が前田氏の権勢に服従させられたことを物語ると考へるより、むしろこれを一向一揆の可能性、極言すれば在郷の過渡的形態の残存を物語る史徵としてうけとらねばならない。

ところで、右のような扶持人層が、一様に本願寺教団の構成員であつたかどうか、これを確認する史料をもつてない。しかも鳳至郡には、真言宗や曹洞宗、さらに日蓮宗の寺院も多くみられ、萬年藤左衛門が鶴川天満宮の壇越であつたり、^⑮あるいわ同門の万年清右衛門が七海村の曹洞宗萬年寺の施主となつたりしているから、厳密な吟味が必要である。しかいまたとえ彼等が本願寺の門徒でなかつたとしても、天文二十年、温井備中入道が、能登において真宗の坊舎を建立しようとし、屋敷地の寄進や守護不入の安堵を申し入れたことや、永禄八年における鳳至郡四組の結成、さらに諸橋次郎兵衛と一揆の関係などを考へるとき、いかなる扶持人も一向一揆と無関係にはその社会性を論ずることができない。この点、つぎに次郎兵衛を中心として考へてみよう。

三

諸橋次郎兵衛とは、諸橋村内の前波に居をしめる有力農民で、A図で示した如く六郷衆中の一人である。天正八年卯月二十六日、国人武家の温井景隆・三宅宗隆・平堯知・三宅長盛・遊佐盛光等は、信長方である長連龍と対抗し、諸橋六郷の坊主衆・百姓中に馳走を求めていた。^⑯この時、坊主衆の代表として西了が、百姓中の代表として次郎兵衛があげられている。これによつて、六郷衆中における次郎兵衛の位置と、同郷が坊主衆と六郷衆＝長百姓

により支配されていたことがわかる。西了・次郎兵衛は国人武家への協力を約したもののが如く、同月二十九日、温井等から貢用の内三分の一を、五カ年間用捨するとの保証をうけている。[◎]ここで我々は坊主・長を中心とする在地の共同体が、なお前期的な体制下にあつたことをよみとつてよいであろう。当時の能登地方は、織田信長→柴田勝家→長連龍の系統と、上杉景勝→温井・三宅の系統にわかれ、血みどろな攻防戦が演じられていた。しかもこの場合、在地国衆、百姓衆の把握が政権確立の成否を決する重要な鍵になっていたのである。天正七年二月三日、上杉景勝は、五十公野重家等をして七尾の城主鰺坂長実に参陣をうながしたが、その節

「國衆其外各へ有御異見(意) 一刻も早く御出勢被遂御本意候様御馳走肝要候

自然此段國衆於疑心者 自我々誓紙差越申候間 各へ為見可被申由御意候(意)」といつてゐる。もつてその間の情況をしきことができよう。しかも、ここに一向一揆の存続しうる根拠があつたことは、先にもふれた如くであるが、特に注意しておきたいのは、一向一揆の存続条件がここにある限り、それはあくまでも中世的な性格を有しているということである。初期の近世の大名が、生産力に照應しない軍役の過重性によつて、全余剩労働の榨取をよぎなされており、ここに幕藩制の第一段階における基本的な特徴があると、既に佐々木潤之介氏は指摘しているが、かかる過渡的な形体が一向一揆と密接な連関をもつてゐるのである。そして、この矛盾の止揚が一揆の解体に通ずるものであることを忘れてはならない。

ではこの矛盾の止揚は近世武家によって、いつたいどのように遂行されていったのだろうか、

先にもふれたが、武家大名による扶持人の設置が、矛盾止揚のきわめて重要な足がかりとなつたことをまず指摘したい。近世大名の知行原則からいって、この政策は矛盾の反復のようにも考えられるが、これが実は、矛盾を根本的に止揚するよすがになつたのである。

天正八年六月五日、諸橋六郷に再び馳走をもとめた温井氏は、その中心人物次郎兵衛に千疋を永代扶持したが、こうした傾向は、天正九年一月、前田利家が能登に封じられてからも、さらにつよくおしすすめられた。天正十年から十二年にかけて、鳳至・鹿島・羽咋三郡だけでも相当数の事例が認められる。^㊷ いうまでもなく次郎兵衛は、天正十一年十二月一日二十俵を扶持されている。なお、珠洲郡妙厳寺が、直郷西方寺村で二十五俵の扶持をうけていることは注意すべきであろう。^㊸

では、こうした扶持人の設定はいかなる必然によつたのであらうか。それは矛盾止揚のためにとられた便法であり、且つ貢納の完璧を期すためのものであったことは先にも指摘したが、その条件として我々は荘郷の解体と自然聚落の行政単位化の事実をあげねばならない。即ち広面積にわたる荘園的な荘郷を解体し、自然村落を行政単位としての村にくみかえ、次第に作人的占有権を確立しようとする近世的意図を、もつとも具体的に遂行しようとするとき必然とられねばならなかつたのが扶持人の設定である。

では、封建支配の単位となる行政村がどのようにして成立するのだろうか。諸橋の場合を例にとつてみよう。

まず、この郷は諸橋六郷といわれるが、その六村について、文応二年の「諸橋六郷目録之事」には、本郷・阿曾良・曾良・古君・宇出津・藤並をあげ、同じく文応二年七月の「諸橋本郷稻荷宮神役注文」には、本郷・阿曾良・鹿並・右君・波並・宇出津をあげている。いま両者を対照すると、前者に「曾良」を記し、後者に「波並」を記す相異はあるが、数の上でちがいはない。曾良・波並両村がこの二つの史料で、それぞれ別個に記載されている理由は、出村散村としてのあつかいによつたためなのだろうか、今のところつまびらかでない。ところで右の史料に出る村は七村であつて六郷といわれる所以がないようであるが、六郷という場合、本郷をかぞえないものであろう。「驛驢嘶余」によれば、上賀茂六郷というときも、本郷を入れていない。しかるに天文元年にくだると、先に紹介

した六郷衆列名には十三カ村を、同じく諸橋六郷棟数注文には、出村を入れて十四カ村をかぞえ村名は約倍になっている。つぎに永禄八年の本誓寺文書には諸橋八郷とあり、二郷をふやしている。さらにくだつて諸橋稻荷の伝では、「昔八十六村、今十七カ村」といい、江戸時代の末期にいたるや二十一カ村と数えられている。

寛保二年五月の稻荷社神職堀川壱岐の書状には、「諸橋村の内、前波村沖波村は中古より分れ」たといい、小村落の分立事情を物語っている。開墾や出作による新村の独立が、多くの行政村落を発生せしめたのである。もちろん、中世の知行制がなお不完全で、その支配が郷の全領域にゆきわたらず、あるいはまた、庄園的伝統にもとづいて段錢をまとめたために、その頃の史料には村落名が逐一網羅されなかつたのであり、聚落の絶対数にはたいした変動はなかつたのではないかとも反省されるが、一応、小字村落の一般的な増加は否定できないようである。このようない行政村落の出現に対応して、そこから完全な収奪を実現しようとした近世的領主は、必然あたらしい知行統治体制の確立にせまられ、扶持人を設置するようになつたのである。もちろん設置した扶持人に対し領主は、絶対的な権限を与える、無条件にこれを信じたわけではない。年貢未進や、不耕作地の出た場合、扶持人に責任をもたせ、直接、代官を派遣してこれを督促し、多角面な収納策をとつていた。^⑧ 代官・給人・扶持人と、一村落を中心にして若干の重複した收取組織をおいたことは、近世的知行の原則に背反するようでもあるが、政権確立期の大名にとつてこれが下部の反抗をディィヴァーチョンするため、もつとも必要な方策であったといつてよい。またこれらによつて、はじめて領国内のすみずみまで、収奪の手をのばし得たのである。

さて、扶持人となつた有力農民は、爾來百姓を駆使して、軍労役や荒蕪地の開墾につくし、封建知行の一翼をになうにいたつた。いわゆる扶持人の、農民層に対する権力的な対応性が、ここに原則としてみとめられるようになつたのである。農民に対応する扶持人のそうした存在性をもつともよく示しているのは、中居村の扶持人、真清田

三右衛門の場合であろう。

天正十年十月十日、中居北方の内三十俵を扶持された三右衛門は、翌十一年五月にいたつて、公事の儀について小百姓と争議をかもしている。^{（註）}即ち公事の儀について、三右衛門と、中居のわきのとうりようをも仕候百姓の対決である。この点、近世的に脱皮されつある村落が、きわめて不安定な条件を内蔵していたといつてもよいであろう。天正十二年十月二十五日、下間頼廉が、鳳至郡の坊主衆中、惣門門徒中にあてて、

「前田殿、連々対御門跡様別而御入魂之儀候間、各得其意無疏略相応之儀可令馳走事簡要候、自然一揆等之儀、自何方申催儀雖在之、兼而如被仰出候、惣別弓箭之儀、堅御停止之事候間、左様之儀一切不可令同心候、万一違背候族於在之者、可被召放御門徒候旨、多重可申越由被仰出候。」^{（註）}

といつているが、これは村落のメカニズムの変革にともなう不安に乗じて、一揆の懸念が生じたからであろう。さらにはいえば、扶持人の権力的対応性が一揆へのムードと逆にその解体に通じ、封建支配の基本機構たる初期の村は、この両面性をはらんでいたといつてもよいであろう。問題は、この両面性のうち、いざれが決定的な意味をもち、それに作用する歴史的条件は何であったかということである。この問題を考える前に、村役人の権力的対応といふことを、次郎兵衛に例をとり、いま少しだら入つて考えてみよう。そのためにまず諸橋村に残存する三つの年貢皆済状と鵜飼妙巣寺の管理する西方寺村の二つの皆済状を注意していただきたい。

左に五つの皆済状をそれぞれ対比図示したが、これによつてまず氣付くことは、諸橋の場合天正十三年に比し十六・十七年に高が約三百八十俵増加していること（西方寺村の場合も、天正十四年にいたつて二十一俵増加している）と、天正十七年にいたつて、未進が皆無になったことである。まず、在地の高は扶持人等により、厳格に検出され、それによつて増加したのであらうが、それにもまして開墾という事実をあげねばならない。天正十六年の

【B】諸橋村皆済状（諸橋文書）

	高 俵, 石, 斗, 升, 合, 勺	荒		残 高	残高の内三免 引	定 納	未 進
		扶 持					
天正 13 年	1581.2.1.75	192.2.2.5.0 20		1368.2.9.2.5	410.2.0.70	958.0.8.5.5	369.0.8.5.5
天正 16 年	1581.3.6.2.5 (379.3出来 分)	77.0.9.1.0 20		1406.2.7.1.5	421.4.8.1.0 (189.4 …五 免引)	984.2.9.0.5 (189.4)	243.3.6.9.5
天正 17 年	1961.1.6.2.5	171.1.1.8.0 20		1770.0.4.4.5	531.0.1.3.3	1239.0.3.1.2	0.

【C】直郷西方寺村皆済状（妙嚴寺文書）

	高 俵, 石, 斗, 升, 合, 勺	荒		残 高	残高の内三免 引	定 納	未 進
		扶 持					
天正 11 年	93.1.0.0.0	19.1.5.0.0 25		48.2.5.0.0	14.1.9.5.0	34.0.5.5.0	21.0.5.5
天正 14 年	114.1.1.7.5	25.1.9.7.5 25		58.0.7.0.0	17.1.4.1.0	40.2.2.9.0	14.0.6.3.0

諸橋皆済状には、図示した如く、高一五
八一俵三石六斗二升五勺に対し、開墾に
よる出来分三七九俵三石が附記されてい
るがこれによつてもわかるであろう。天
正十三年六月、前田利家の菅原行長、中
川太郎右衛門、杉屋百姓中あての文書、
さらに同年同月の府中組百姓中、熊木百
姓中、鳳至郡百姓中あて文書によれば、
荒地を悉く開作し、もし荒れたまま放置
しておけば、「当村惣百姓にかかり可取
納候」と強制している。また同十五年二
月十三日前田利家は、鹿島郡在々百姓に
あて、「在々山畠を新儀に開、なほの田
之田畠を荒置候條、所詮山畠ニ年貢を可
取候、但先規之田畠を不荒において者、
可免之者也」とさだめている。前田氏
が、その経済的基礎を確立するため、
荒地に対し異常な関心を示したことがう

かがえよう。

つぎに未進の減少傾向は、

代官扶持人の督促によるこというまでもない。天正十四年十二月、利家は西方寺村年貢の未進に対し、これを妙嚴寺にまかすだけでなく直接代官を派遣しているが、その間の事情をよく示す。またこの収奪に神經質な配慮をくばついていたことは、利家が、給人代官と百姓のなれあいを極度に警戒していたことによつても明白である。即ち、天正十年十月十九日、利家は穴水百姓中にて、田租の外、一切の雜税を給人に納付しないよう申し入れ、同十一年七月十二日、直郷百姓中にて、藩のふれ使などにまかれない錢やあしなか代などに過分の料足を出さないよう定めている。もちろん史料にうたつてゐる如く、この料足は給人側の強要ともみられるが、逆の場合も充分想定できよう。ともあれ、未進減少という事実は、責任の一端を背負つた扶持人の忠実さを裏がきするものであり、一般農民に対する権力的対応化を示してゐる。かかる強要に対し、農民はまま逃散によつて抵抗する。天正十九年二月十七日付、前田安勝の鳳至郡本郷組・浦上組・内保組・和田村組百姓中あて書状に

「今度在々百姓共、はしり百姓共いづれもきゝ、迷惑ちくでん之由候間、様子相尋候處ニ、前年之二免四分之催促切々に付て、百姓はしり候之由申候間、其段京都へ申遣候条、一道御返事候間、催促一せつ有間敷候」とあり、その間の事情を示してゐる。

この頃ともなれば、領主より以上に給人代官が収奪に奔走するさまがみられ、これによつて封建的知行の進展が感得できよう。

さて、以上の事実を通じて我々は、在地における不安定な過渡的様相が、一揆の可能性をはらみつつも、逆に扶持人のあり方によつて、解体への道をたどつてゐたことが納得できたであらう。

む す び

天正八年石山開城までの一向一揆は、本願寺がイニシアチーブをにぎり、その下に組織づけられた国人、農民の活動があつたが、所詮、本願寺の社会対応策が、生産力の展開に照應しなかつたために解体しなければならなかつたといつてよい。換言すれば、本願寺体制は、封建化する社会の諸体制に外から対応するものであつて、必然、封建制を内部から体制化していった武家領主によつて、解体をよぎなくさせられたといつてよい。だが、一度そうした本願寺との政治的キズナがたたれたといつても、天正八年以降なお残存する旧社会の擬制的体制のために一揆は形をかえて残存した。このことは、先に示した一揆の三類型のうち、天正八・九・十年頃まで第二の一揆△統一政権に抵抗する一揆▽が決定的に多かつたことによつてもうなづけるであろう。しかし天正十年もすぎると、特に封建知行の基本機構となる新村の発生がめだち、それが教団のメカニズムの改変をよぎなくさせ、また特に、教団の中核となつていた長層の村役人化がめだち、一揆は解体の様相をこくした。天正十一年十二年にみられる一揆が、主として第一の一揆△統一政権に催促され利用される一揆▽に性格を展化したのも、そのためであろう。爾來一向一揆はまつたく近世の百姓一揆的性格にうつりかわり、天正十三年以降は、第三型の一揆△部分的に封建知行化に抵抗する一揆▽が中心で、再び第一・第二型の一揆がみられなくなつたのである。きわめて抽象的ないい方ではあるが、一向一揆には中世的性格が濃厚であり、それは社会体制の近世化によつて必然色あせるべきものであつたといつてよからう。

天正十年、上杉景勝の臣長景連が、能登に侵入しようと計つた時、その胸中をあかして。[◎]

「天下一統之御代、其上越中さへ未落着之処隔遠境縦引率大軍候共、不可成功事必然候」

といつてゐるが、時代を天下一統の御代と評した言葉の中から、我々は一揆をおおう灰色の雲をよみとつてよいし、立場こそちがうが、苦悶する長景連の声を、そのまま一揆軍の声としてよいであろう。

註

- ① 鈴木良一氏『織豊政権論』その他
② 石田善人氏「国一揆と一向一揆」（日本歴史講座）
③ 笠原一男氏『一向一揆の研究』
④ 井上銳夫氏「一向一揆の本質」（国民生活史研究四）
⑤ 抽稿「農民保護策に関する若干の覚書」（大谷学報四二の四）
⑥ 本願寺文書
⑦ 瑞泉寺文書
⑧ 越中善徳寺文書
⑨ 別本歴代古案
⑩ 貝塚御座所日記、伊勢法泉寺文書
⑪ この金森氏に対する一揆の首領は、国侍三家——江馬左馬助・広瀬兵庫頭・鍋山左近太夫——であるが、坊主分も多く加わり事実は一向一揆である。この事状は、天正十五年八月四日、白川照蓮寺明了が、金森氏の將、石徹白彦右衛門尉長澄と交換した誓書によつて明白である。（石徹白文書）
⑫ 現在は、管原神社という。
⑬ 扶持人の動向について、天正十二年十月二十七日付、中居三右衛門伝書によれば、年貢は一応利家から三右衛門に請求されている。未進等の督促は、代官が下つてその役にあたつた。
⑭ 拙稿⑤
⑮ 善徳寺文書
⑯ 能登本淨寺文書
⑰ 一向一揆の解体

一向一揆の解体

100

能登妙厳寺文書、本誓寺文書

能登本誓寺文書

「宝殿修造記」（永禄五年）

「万年寺由来書」（貞享二年）

天文日記二十年五月十七日の条

能登本誓寺文書

諸橋文書

諸橋文書

諸橋文書

諸橋文書

歴代古案

佐々木潤之介氏「軍役論の問題点」（歴史評論一四六・七）その他同氏の「歴史学研究」二三一、二四五、二六〇所収論文

諸橋文書、こうした扶持給与の事実は次郎兵衛にかぎらない。同年六月一日には、羽咋郡四町村の永三も二十俵を扶持されている（羽咋四町村文書）

拙稿「一向一揆の基礎構造」（大谷学報三七の三）

妙厳寺文書によれば、当寺は弘治元年、西方寺村分知所を、遊佐綱光より宛行われている。元和六年には、西方寺村の内十二石五斗を知行している。天正の二十五俵扶持につづくものである。

天正十四年十二月二十六日付利家書状（妙厳寺文書）によれば、妙厳寺の管理する西方寺村に未進が生じたから、早速、寺岡平右衛門尉、片岡平吉、小塚七藏等の代官をはけんし、これを督促している。

中居三右衛門伝書、天正十一年五月十一日付前田安勝、同十一年五月二十日付利家書状、同十一年七月十三日付片山内膳宗秀書状

鳳至郡本誓寺文書

能登国古文書

三輪文書

⑬に同じ。

一向一揆の解体

③7 ③8 ③9
北微遣文
能登国古文書
鳳至郡川島村文書

—○—